

写

広労発基 0821 第 1 号

令和 6 年 8 月 21 日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島労働局長

小沼 宏治

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、広島市教職員組合ほか 4 者から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。